

歴史観光推進事業委託業務 仕様書

1 目的

あいちの歴史観光推進協議会（以下、協議会という。）は、2023年放送の大河ドラマ「どうする家康」を契機に設立された「愛知県大河ドラマ『どうする家康』観光推進協議会」のオール愛知の連携体制を継承するとともに、更なる観光誘客及び協議会内周遊観光の促進を図るため、2024年2月に設立された。

この協議会を軸として、武将観光に留まらず、「武将」「お城」「街道」などのテーマを掛け合わせて、「歴史観光」の振興を図る。

また、2026年には、大河ドラマ「豊臣兄弟！」が放送予定であることに伴い、大河ドラマ」を活用し「豊臣秀吉・豊臣秀長ゆかりの地」である愛知をPRする。

放送に伴い実施する事業（●マークを付したのもの）については、特に、「あいちの歴史観光推進協議会「豊臣兄弟！」ゆかりの地活用事業（仮）」と銘打ち、統一したテーマ性を持たせて実施すること。

※詳細は、下記のWEBページを参照

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/aichi-historical-tourism-opening.html>

2 委託期間

契約締結日から2026年3月31日（火）まで

3 業務内容

(1) PR・プロモーション業務

①ホームページの更新・保守・管理

- ・あいちの歴史観光の情報発信を行うポータルサイト「あいち歴史観光」の保守管理・運用を行うこと。
- 「豊臣兄弟！」の放送に先立ち、サイトのメインページのデザインをリニューアルすること。リニューアル時期は11月を想定しているが、詳細は協議会と調整すること。
- ・制作において必要な素材の収集は受託者が行うこと。
- ・バナーやイベント情報等の更新を行い、鮮度の高い情報を発信すること。
※情報発信の方法としてCMSを活用する場合においては、協議会員が発信を希望する情報を代わってシステム入力するなどの補助を行うこと。
- ・本委託等で実施する事業の報告をお知らせページへ掲載すること。掲載する内容は協議会から提供する。
- ・「あいち歴史観光」のX（旧Twitter）アカウントを用いて、イベント情報等の情報発信を行うこと。
- 協議会の指定するfacebook及びInstagramアカウントを用いて、イベント情報等の情報発信を行うこと。
- ・メール及び電話による問合せの窓口を設置するとともに、その対応を行うこと。

- ・ホームページの構築・運営に必要となるサーバー等の機器については、受託者において準備すること。また、安定的な運用を行うため、信頼性の高い機器を用いるとともに、記憶容量等については、余裕を持った機器を用いること。
- ・特設ホームページのアクセス解析を行い、月次報告書を提出すること。

②PR 冊子の増刷

- ・下記の PR 冊子を増刷すること。

冊子名	仕様	部数
あいち家康戦国絵巻	A5 サイズ 4/4 色 30 ページ中綴じコート 90kg	6,000 部
百花城乱	A5 サイズ 4/4 色 36 ページ中綴じコート 90kg	6,000 部
時を旅する愛知の街道	B5 サイズ 4/4 色 44 ページ中綴じコート 90kg	6,000 部

※冊子の在庫状況により、3 種類の合計増刷数の上限を 1 万 8 千部として、各冊子の印刷部数を変更する場合がある。

<納品>

- ・愛知県庁に納品すること。ただし、本事業のイベント等で使用する冊子については、受託者が保管し、会場まで運搬すること。

③広告による PR

- ・ターゲット、広告手段、スケジュールを明示した広告戦略を立案し、提案すること。
- ・広告の掲載実績、効果実績、効果分析を実績報告書としてとりまとめ、月に 1 回協議会に報告すること。
- 交通事業者と連携し愛知県内を広域でPRする広告を 1 か月以上掲出すること。
- マスコミからのパブリシティや県民によるSNS拡散効果を期待できる広告を掲出すること。
- 協議会の指定するアカウントによりfacebook及びInstagram広告を実施すること。
- ・協議会のキャラクターを活用し、デザインの提案を行うこと。

④キャラクターデザイン

- ・協議会が有する既存のキャラクター 5 体のデザインを踏襲した「豊臣秀長」を連想させる新たなキャラクターを作成すること。

既存のキャラクターについては、WEB ページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kanko/aichi-historical-tourism-logo.html>) と、ページ内の要綱及びマニュアルを参照し、キャラクター作成にあたっては、要綱及びマニュアルを更新すること。

⑤着ぐるみ作成

- ・協議会が有する既存のキャラクターのうち「いえやすくん」の着ぐるみを作成すること。
- ・着ぐるみは希望する者へ貸し出すことを前提とし、そのためのマニュアルの作成も

行うこと。

- ・着ぐるみは収納・取扱のしやすい素材とし、収納するためのキャリーケースも用意すること。

⑥PR に活用するコラムの作成

- ・コラムを下記のとおり 2 テーマ作成すること。
- ・コラム作成にあたっては専門家の監修を得ること。

【テーマ 1：家族愛】

- ・愛知県出身の武将や姫を題材に、家族愛をテーマとした、愛知への来訪のきっかけとなるような歴史コラムを作成し、デジタルスタンプラリーの PR に活用すること。
- ・コラムは名古屋・尾張・知多・西三河・東三河で各一つずつ作成すること。
- ・関係性が夫婦ばかり、親子ばかりなど偏らないよう注意すること。

【テーマ 2：豊臣家の食文化】

- ・豊臣家（特に豊臣秀吉・豊臣秀長）と食文化をテーマとしたコラムを作成し、周遊ドライブマップの PR に活用すること。
- ・SA・PA 等の限定グルメの開発に際し、コラムを活用する点がある点に留意すること。

⑦情報の集約・発信体制の構築

- ・協議会の情報集約・発信の場として、オンラインによる会議を 2 か月に 1 回程度開催する体制を構築し、必要に応じて会議を開催すること。

(2) 観光誘客を目的としたイベント開催・ブース出展業務

①歴史イベント等へのブース出展

- ・歴史イベント等にブースを出展し、本協議会の歴史観光の PR を実施すること。
- ・装飾キット一式の保管、運搬、設営を行うこと。
- ・出展は、年 3 か所、各 2 日間（連続する土日）を想定している。

<留意点等>

- ・前日から準備をする必要がある場合は、受託者の人員・費用により実施すること。
- ・協議会が用意する資材等は、愛知県庁で集荷・運搬することとし、イベント終了後は、愛知県庁に搬送すること。

②「武将のふるさと愛知」のブランディングを目的とする企画の開催

- ・「武将のふるさと愛知」のブランド力向上を目的として、参加者を公募する体験型の企画を開催・運営すること。
※例：県内の歴史の舞台となった場所へ著名な有識者を招き、その場所で起きた歴史上の出来事について解説してもらう講座を開催する等
- ・公募する参加者数は 30～50 名程度を想定し、限られた人数のみで催行することでプレミアム感を創出する等、話題性を持たせることを念頭に企画すること。
- ・プレミアム感を担保するため、同一内容の企画を複数回にわたり異なる参加者を募集

して催行することは不可とするが、同一の参加者に対して連続講座等の形式で回数を分けて開催することは可とする。

- ・企画のテーマは、「豊臣家ゆかりの地」とし、会場、運営手法、告知方法、参加者募集方法、どのようにしてブランディングを図るのか等を企画提案すること。
- ・公募した参加者から参加料金を徴収することは不可とする。
- ・開催場所となる施設の管理者等との連絡調整は受託者において実施すること。

③お城 EXP02025 へのブース出展

- ・日本最大級の城郭イベント「お城 EXP02025（以下、お城 EXPO という。）」に協議会としてブース出展を行い、本協議会の城郭・城址の魅力を来場者に向けて発信すること。

【お城 EXP02025 開催概要】

日時：2025年12月20日(土)、21日(日)

場所：パシフィコ横浜 ノース（神奈川県横浜市西区）

- ・主催者が用意する基本出展スペースの装飾及びレイアウト（自治体 PR 用の机の配置、参加型コンテンツの設置、パンフレット配架スペース等）を提案すること。
- ・協議会構成団体のうち、参加自治体数は協議会含め8自治体を想定すること。

《ブース概要》

出展スペース：8小間（1小間：3m×2m×H2.4m）

※小間の大きさは昨年度実績

※8小間のうち、7小間を協議会以外の自治体が使用し、1小間を協議会が使用する。ただし、出展団体数は見込みであるため、団体数の増減に伴う小間数の変更により、変更契約を行う可能性がある。

※出展スペースの詳細については、お城 EXPO 公式ホームページ(例年5月ごろ公表)を参照すること。

- ・協議会としての統一感を持たせ、愛知のお城の魅力をアピールできるような展示・装飾を行うこと。
- ・愛知のお城紹介パネル（別紙1を参照。愛知県庁に保管。）は過去の本事業において作成したものを使用してよい。出展団体名版は全て新規作成すること。また、運搬・設置は受託者が行うこと。
- ・ブースへの集客につながる、ミニゲーム等の参加型コンテンツを企画・運営すること。

※2023年度に使用した鷹狩ゲーム（別紙2を参照。愛知県庁に保管。）を使用することも可能とする。その場合、鷹狩ゲームの運搬・運営を行うこと。また、ゲームの景品となる缶バッジを500個以上作成すること。

- ・来場者（100名以上/日）を対象にアンケートを実施すること。
- ・出展準備から当日の運営、撤去までの一連の運営マニュアルを作成すること。

- ・10月頃に開催される出展団体説明会に出席すること。
- ・出展料（2,200,000円（税込））を主催者の指定する期限までに支払うこと。

④街道ウォーキングイベントの開催

- ・愛知県内の街道や宿場の魅力をPRし、観光誘客を促進することを目的とした街道ウォーキングイベントを、2025年9月～2026年1月を目安に実施すること。
- ・愛知県が調整したコースで実施する街道ガイドツアーを提案すること。
- ・ガイドツアーを実施するにふさわしいガイドを1名以上提案・手配すること。
- ・ガイドツアーに関わる説明用のポスター、チラシ、パンフレット、のぼり等を必要に応じて制作すること。
- ・本イベントを実施するにあたり、ウォーキングイベント参加者向け記念品を2種類程度各2,000人以上、1種類程度各500人以上（全種類同等額の記念品を想定）作成すること。
- ・県内交通事業者との連携を取り入れること。
- ・ウォーキングイベント内のガイドツアーにかかる経費（旅費・謝金等）の一切は委託料から支払うこと。
- ・ガイドツアーに関わる問い合わせ対応、参加者の取りまとめ等を行う事務局を設置し、運営すること。

⑤ノベルティグッズ、PR用ユニフォームの作成

- ・本事業で実施する観光展等で配布するためのノベルティグッズを2種類以上、各8千人分以上作成すること。
- ・イベント等の運営時に使用するユニフォームを夏用衣服10着、冬用衣服10着作成すること。

<納品・配送>

- ・愛知県庁に納品すること。ただし、本事業のイベント等で使用するノベルティグッズについては、受託者が保管し、会場まで運搬すること。

<留意点等>

- ・PRの戦略上、一部の制作物において単価が高くなること、それに伴い、作成する数量を減らすことも可とする。

(3) 周遊キャンペーン業務

①周遊キャンペーンの開催

a. デジタルスタンプラリー等の開催

- ・歴史観光に関連する観光施設を中心に、県内の観光施設等の周遊を促進するためのデジタルスタンプラリーを実施すること。
- ・ラリーのスポットは、別紙3「デジタルスタンプラリースポット候補一覧」から150か所程度を選定すること。なお、別紙3にスポット候補が挙げられている自治体においては、必ず1スポット以上選定すること。また、別紙3にない候補地について

も提案することは可能とする。

- ・デジタルスタンプラリーの実施期間は2025年9月までには開始し、2026年3月上旬まで実施すること。
- ・デジタルスタンプラリーの景品を用意し、抽選から発送までを行うこと。コレクティビティや希少性等を考慮のうえ、魅力的な景品になるよう企画すること。
- ・周遊意欲促進のため、冊子やホームページに、本事業3(1)⑤のコラムを活用したモデルコースを掲載すること。
- ・周遊の利便性を向上させるために、県内交通事業者との連携を取り入れることが望ましい。
- ・地域の消費増加を促進するため、飲食店や土産店の情報発信や、連携した企画を取り入れることが望ましい。
- 大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放送に合わせて、デジタルスタンプラリーを盛り上げる企画（新たなラリー・ラリーコースの立ち上げ等）を広報手段も合わせて提案すること。開始時期は2025年12月を想定している。
- ・周遊キャンペーンの問合せ窓口を設置し、電子メール及び電話による問合せに対応できる体制を構築すること。
- ・参加者の属性や、施設ごとのスタンプ取得回数等のデータを定期的に報告すること。
- ・周遊キャンペーンの運営ガイドラインを作成すること。
- ・ラリースポットとなる施設の管理者等との連絡調整は受託者において実施すること。

b. 広報 PR ツールによる周知

- ・ターゲット、広告手段、スケジュールを明示した広告戦略を立案し、提案すること。
- ・冊子やチラシ等の紙媒体と、ポスターによる広報 PR は必須で実施することし、作成に際しては写真イメージ、イラスト、地図、キャッチコピー等を効果的に配すること。

<紙媒体広告 PR ツールの仕様・部数>

- ・A4判フルカラー 5万部以上
- ・文字及びデザイン校正2回以上、色校正1回以上

<ポスターの部数>

- ・B1判300枚以上、B2判500枚以上制作すること。

<納品・配送>

- ・納品場所は、受託者の管理する倉庫等とし、チラシの残数の管理を行うとともに、協議会が指定する場所への配送（最大のべ100か所）を行うこと。

② 周遊ドライブマップによるキャンペーンの開催（●）

- ・周遊を促すため、ドライブ用のマップ付きフリーマガジンを作成し、それを活用したキャンペーンを実施する。なお、周遊の利便性を向上させるために、交通事業者（道路関係）との連携を取り入れること。
- ・冊子の配布期間は2026年1月～2026年3月を想定すること。

- ・3(1)①のホームページ「あいち歴史観光」内にキャンペーン特設ページを新規作成すること。
- ・車を利用して立ち寄りやすい歴史観光スポットを掲載すること。なお、掲載する歴史観光スポットは県から別途指示するものとする。
- ・掲載する施設の利用割引クーポンを掲載すること。
- ・3(1)⑦のコラムをフリーマガジン及び特設ページに掲載し、関連するグルメ情報についても掲載すること。なお、掲載する店舗等は県から別途指示するものとする。
- ・周遊を促すにあたって効果的と思われる県内外の SA・PA を選定し配架すること。
- ・各掲載スポット等で販促に利用するノベルティグッズを5千人分以上作成すること。
- ・集客を図るため、プレゼント企画を実施すること。
- ・キャンペーンの盛り上げ及び集客を図るため、SA・PA において大河ビジュアルを活用した PR を行うこと。なお、PR に使用する展示物は県が別途調達することとし、その設置・運搬・撤去及び設置に係る場所代は受託者が負担すること。
- ・冊子仕様

冊子名	仕様	部数
周遊ドライブマップ (仮)	A4 サイズ 4/4 色 8 ページ中綴じコート 90kg	80,000 部

※文字及びデザイン校正 2 回以上、色校正 1 回以上

※冊子仕様については、より目に留まりやすく利用しやすいものとなるよう、協議会と調整のうえ変更してもよいものとする。

※納品場所は、受託者の管理する倉庫等とし、冊子の残数の管理を行うとともに、協議会が指定する場所への配送（最大のべ 50 か所程度）を行うこと。

4 成果物

品名	データ	仕様	数量
業務実施報告書	冊子	日本産業規格 A4 判	5 冊
	電子データ (WORD 又は PPT)	電子媒体 (CD、DVD 等)	1 点
特設ホームページ	コーディングデータ	電子媒体 (CD、DVD 等)	一式
	アクセス解析の報告書	メールで提出	毎月 1 点
PR 冊子	冊子	上記 3 (1) ②のとおり	
	電子データ (AI・PDF・JPEG)	電子媒体 (CD、DVD 等)	1 点
広告	広告の実績報告書	メールで提出	毎月 1 点
キャラクターデザイン	電子データ (AI・PDF・JPEG)	電子媒体 (CD、DVD 等)	1 点
	要綱・利用マニュアル	メールで提出	1 式

着ぐるみ	本体	上記 3 (1) ⑤のとおり	1 式
	キャリーケース	上記 3 (1) ⑤のとおり	1 点
	貸し出し及び利用に係るマニュアル	メールで提出	1 式
歴史イベント等へのブース出展	出展ごとの運営マニュアル・報告書	メールで提出	
武将のふるさと愛知ブランディング企画	チラシ	上記 3 (2) ②のとおり	
	運営マニュアル・進行台本・報告書	メールで提出	
ノベルティグッズ、PR 用ユニフォームの作成	ノベルティグッズ	上記 3 (2) ⑤のとおり	
	PR 用ユニフォーム		
デジタルスタンプラリー	景品	上記 3 (3) ①のとおり	
	紙媒体広告 PR ツール	上記 3 (3) ②のとおり	
	紙媒体広告 PR ツールの電子データ (AI・PDF・JPEG)	電子媒体 (CD、DVD 等)	1 点
	ポスター	上記 3 (3) ②のとおり	
周遊ドライブマップ	冊子	上記 3 (3) ③のとおり	
	冊子の電子データ (AI・PDF・JPEG)	電子媒体 (CD、DVD 等)	1 点
	ノベルティグッズ	上記 3 (3) ③のとおり	

5 留意事項

- (1) 受託者は、本事業を推進し、全体の責任を取る実施責任者を配置し、進行管理・調整機能を一元化すること。また、実施責任者は、委託期間を通じて協議会担当者と緊密な連携を図ることとし、必要に応じて協議会と関係者との打合せに同席し、スムーズな事業実施を図ること。
- (2) 本業務は、受託事業者で有している知識に基づき行うものとし、本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること。
- (3) 本業務において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。これについては、業務完了後も同様とする。また、周遊キャンペーン等で取得する利用者の個人情報は利用目的を明示して取得し、その目的の範囲内で利用しなければならない。
- (4) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担すること。
- (5) 本業務によって創作された成果物の著作権はあいちの歴史観光推進協議会に帰属する。
- (6) 各イベントにおいて、安全かつ円滑に運営するとともに、出展者、出演者との調整、控室の確保など必要な業務を行うこと。
- (7) 委託業務の実施にあたっては、事前に協議会と十分協議を行うこと。

また、委託期間中も進捗状況及び今後の進め方等を協議会に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。

- (8) その他、本仕様書に定めのない事項は、協議会と協議のうえ決定するものとする。